

議案第51号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成12年5月12日

三朝町長 吉田秀光

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成12年 3月31日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年5月12日 原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 1 号

中三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条の4を次のように改める。

（納税証明書の交付手数料）

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、証明書1枚ごとに300円の交付手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。

第24条第2項中「144,000円」を「152,000円」に改める。

第54条第5項中「（農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）により行う同法第19条第1項第1号イ）」を「（緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）により行う同法第18条第1項第7号イ）」に改め、同条第6項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条」を「同条第1項」に、「第49条」を「第49条の2」に改める。

第80条第3項中「第443条」を「第443条第1項」に改め、同条の次に

次の1条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用ものに対しては、軽自動車税を課さない。

第81条を次のように改める。

第81条 削除

第91条第2項中「第81条第2号」を「第80条の2」に改める。

第131条第4項中「(農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第19条第1項第1号イ)」を「(緑資源公団が緑資源公団法により行う同法第18条第1項第7号イ)」に改め、同条第6項中「同条」を「同条第1項」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第5条第1項中「31万円」を「32万円」に改める。

附則第8条第1項中「平成13年度」を「平成18年度」に改める。

附則第10条中「、第16条の2第10項若しくは第11項」を削る。

附則第10条の3第1項を削り、同条第2項中「附則第16条の2第13項」を「附則第16条の2第10項」に、「附則第12条の2第14項第2号」を「附則第12条の2第11項第2号」に、「附則第12条の2第14項第1号」を「附則第12条の2第11項第1号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「附則第16条の2第13項」を「附則第16条の2第10項」に、「平成12年度」を「平成17年度」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第11条の見出し中「平成9年度から平成11年度まで」を「平成12年度から平成14年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成13年度又は平成14年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成10年度分又は平成11年度分」を「平成13年度分又は平成14年度分」に改め、同条第2項中「平成10年度適用土地又は平成10年度類似適用土地」を「平成13年度適用土地又は平成13年度類似適用土地」に、「平成11年度分」を「平成14年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成9年度から平成11年度まで」を「平成12年度から平成14年度まで」に改める。

附則第12条の2中「0.8を越えるものに係る平成9年度から平成11年度まで」を「、平成12年度及び平成13年度にあっては0.75、平成14年度にあっては0.7を越えるものに係る平成12年度から平成14年度まで」に、

「10分の8」を「、平成12年度及び平成13年度にあつては10分の7.5、平成14年度にあつては10分の7」に改める。

附則第12条の3中「附則第8条」を「附則第10条」に、「平成11年度分」を「平成12年度分から平成14年度分までの各年度分」に、「法附則第18条の4」を「法附則第18条の3」に改める。

附則第13条の見出し及び同条中「平成9年度から平成11年度まで」を「平成12年度から平成14年度まで」に改める。

附則第13条の2の見出しを「(価格が著しく下落した土地に対して課する平成12年度から平成14年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成9年度から平成11年度まで」を「平成12年度から平成14年度まで」に、「0.25」を「0.12」に改める。

附則第15条中「第5項」を「第4項」に、「附則第31条の2第1項から第3項まで」を「附則第31条の2第1項若しくは第2項」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成9年度から平成11年度まで」を「平成12年度から平成14年度まで」に改め、同条第3項中「平成9年1月1日から平成11年12月31日まで」を「平成12年1月1日から平成14年12月31日まで」に改め、同条第5項中「附則第8条の4第1項」を「附則第8条の5第1項」に改める。

附則第19条第1項を次のように改める。

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額（以下本条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の100分の4に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

附則第19条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡が租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式の譲渡であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の2分の1に相当する金額とする。

附則第20条の見出しを「(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)」に改め、同条第1項中「特定中小会社」の次に「(第7項において「特定中小会社」という。)」を加え、「同項に」を「同条第1項に」改め、同条第2項中「含む」の次に「。第9項において同じ」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定の適用がある場合における前条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

附則第20条に次の3項を加える。

7 特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であった株式会社を含む。)が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日(以下本項において「上場等の日」という。)以後に当該払込みにより取得をした特定株式(その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の2第13項で定める期間が3年を超えるものに限る。)の譲渡(その上場等の日以後1年以内に行われる譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第13項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。))で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。)をした場合における前条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第14項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額(次条第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

9 第7項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書に第7項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(個人の町民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成11年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の規定は、平成13年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成12年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成11年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成11年10月1日以後に緑資源公団法（昭和31年法律第85号）附則

第13条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律

（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団

法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。）附則第

19条第1項の業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63

年法律第44号）による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又

はロの事業が施行された場合における新条例第54条第5項の規定の適用に

ついては、同項中「同法第18条第1項第7号イの事業」とあるのは、「同法

第18条第1項第7号イの事業及び同法附則第13条第1項の規定により行

う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8

条の規定による廃止前の農用地整備公団法附則第19条第1項の業務のうち

農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）による改

正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業」とする。

3 平成11年10月1日以後に緑資源公団法附則第13条第1項に規定する

業務のうち旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業が施行された

場合における新条例第54条第5項の規定の適用については、同項中「同法第

18条第1項第7号イの事業」とあるのは、「同法第18条第1項第7号イの

事業及び同法附則第13条第1項の規定により行う業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業」とする。

4 平成12年度分の固定資産税に限り、新条例第67条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から5月31日まで」とする。

5 平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）され、又は改良された地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号。以下「改正法」という。）附則第7条第17項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第16条の2第10項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、改正前の三朝町税条例（以下「旧条例」という。）附則第10条及び第10条の3第1項の規定は、なおその効力を有する。

6 平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に取得され、又は改良された改正法附則第7条第18項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第16条の2第11項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧条例附則第10条の規定は、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成11年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第5条 平成11年10月1日以後に緑資源公団法附則第13条第1項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業が施行された場合における新条例第131条第4項の規定の適用については、同項中「同法第18条第1項第7号イの事業」とあるのは、「同法第18条第1項第7号イの事業及び同法附則第13条第1項の規定により行う業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業」とする。

2 新条例附則第15条の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成12年3月31日までに取得された旧法附則第31条の

2 第2項に規定する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の規定は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成12年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成11年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第15条の2第3項の規定は、平成12年1月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。